

連載第4回目

Wink
Presents

身近なトラブル回避術

テーマ
[アポイントメントセールスのトラブル]

「高額賞品が当たりました」などの甘い言葉に要注意！

実はそれ、アポイントメントセールスかも！



※アポイントメントセールスとは…「海外旅行が当たった」「見るだけで良い」など販売目的を隠して呼び出し、高額な商品などを契約させる商法のこと。長時間にわたり強引な勧説をされ、断れなくなるケースが多い。中には男女の恋愛感情を利用したデート商法というのもある。

Answer

「よく知らない相手からの誘いには安易に応じない」

アポイントメントセールスによるトラブルでは、よく知らない人から誘われて事務所や会場に行き、高額な商品を契約してしまったという相談が多いです。知らない人の誘いに安易に応じないようにして、被害にあったと感じた場合は早めに相談しましょう。

相談事例

【相談者Aさんの場合】

Aさん
「SNSで知り合った男性に誘われて行った展示会で購入したアクセサリーを返品したい」

「SNSで知り合った男性から「自分がデザインした宝石が出品される展示会があるので、一緒に行って欲しい」と誘われたので行った。展示会で男性がデザインしたというダイヤのネックレスを見せられ、「あなたに付けてもらいたい」と、30万円の商品の購入を勧められた。相手の気分を損ねたくなくて分割払いの契約をしてしまった。しかし、支払いが困難なので後日、解約のメールや電話を男性にしたが、応じてくれない。まだ、支払いはしていないが、解約できるだろうか?」(20代女性)

【アドバイス】

相談員
「期間内ならクーリング・オフが可能。
時間が過ぎていてもあきらめないで！」

「この契約はアポイントメントセールスにあたり、クーリング・オフが適用になる取引なので、書面を受け取ってから8日以内であれば、無条件で契約解除できます。また販売方法に問題があった場合は、取り消しができる可能性があります。クーリング・オフ期間が過ぎていても、あきらめずに消費生活相談窓口に相談してください。」

「アポイントメントセールス」は、ココに注意！

●よく知らない相手からの誘いには応じない！

「当選したので景品を渡す」とか「お得な話があるので、聞きに来ないか」など、よく知らない相手から電話やメールでうまい話の誘いがあったら、販売目的を疑いましょう。興味本位で行くと長時間勧説されて、結局、高額な商品を契約させられてしまうこともあります。よく知らない相手からの電話には気を許さず、不審な誘いはキッパリ断ることが大切です。

●契約解除や取り消しができることがあります

アポイントメントセールスの場合、法定書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフで契約解除ができます。もし期間が過ぎていても、消費者が事業所などから「帰りたい」と意思表示しているのに帰してもらえない「退去妨害」の状態で契約した場合やうその説明「不実告知」を受けた場合など、法律に違反しているときには、契約を取り消すことも可能です。

●男女の恋愛感情を利用した「デート商法」も要注意！

出会い系サイトや電話、メールで販売目的を隠して近づき、好意を抱かせて、それにつけて込んで展示会などに誘い、高額な商品等を契約させる商法です。相手との関係が気まずくなることを恐れて、短期間に次々と契約させられるケースもあります。高額な商品を勧められても家族に相談するなどして、安易に契約しないようにしましょう。

「この話、ちょっと怪しい？」と思ったら、まず相談を！

広島県の相談窓口 **広島県生活センター**

消費者啓発動画配信中 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/videopaneru/>

広島市中区基町10-52

消費生活相談 ☎ 082-223-6111 (商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など)

県民相談 ☎ 082-223-8811 (結婚・離婚、交通事故、多重債務問題、相続・遺言など)

受付時間:月曜~金曜(祝日、年末年始を除く) 9時~16時 (12時~13時は休み)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

